

前回答申における「今後の課題」への対応

「諮問第 54 号の答申国民生活基礎調査に係る匿名データの作成について」（平成 25 年 9 月 27 日府統委第 125 号）における検討事項への対応

現状

平成 10 年及び平成 22 年国民生活基礎調査匿名データの提供について検討を行っているところ、平成 19 年匿名データを踏まえ、統計委員会の答申では、平成 16 年匿名データから引き続いて、「地域情報の付与及び再抽出の単位」、「所得票の内訳情報の提供」及び「匿名データの作成年次の拡大」の 3 点が課題として答申されている。

今般、データの作成にあたって対応をまとめた。

1 「地域情報の付与及び再抽出の単位」について

地域情報の付与を行うにあたっては、既存の A・B データとは重複しない C データを作成することが必要と検証されたが、特定の県において、提供に耐えうる十分な客体数が確保できない等の問題点があり今回は見送った。

2 「所得票の内訳情報の提供」について

所得内訳の提供については、匿名データを基に検証した。その結果、所得の内訳ごと 1% のトップコーディングを適用した場合、内訳の和が所得総額と一致せず、マイナスとなるケースが全体の 1 割程度出現した。

また、内訳のトップコーディングを行うことにより、実所得総額が半分程度にまで引き下げられるデータが発生し、データの有用性を損なうケースも見受けられた。

3 「匿名データの作成対象年次の拡大」について

(1) 本体調査の集計スケジュール

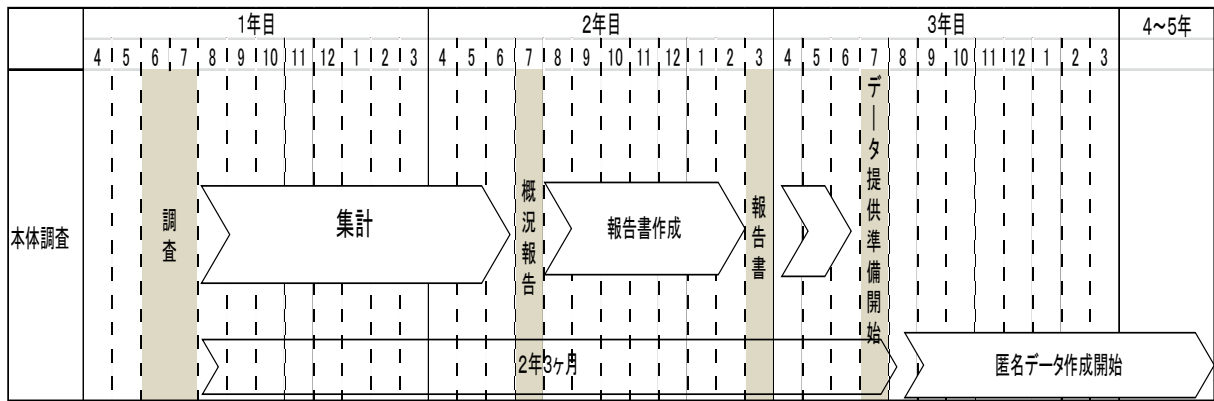
本体調査における実査からデータ提供準備開始までの期間は約 2 年 3 ヶ月となっており、その後、具体的な閾値の検討等を開始するのは、調査年から最低でも 2 年 3 ヶ月後となる。

(2) 提供データの作成に要する期間

- ・ 外部有識者を交えた検討会等に諮り、省内で一定の結論を得るまで約半年～1 年の期間を要する。
- ・ 外部有識者並びに統計委員会の諮問・答申の手續期間を含めて約 1 年の期間を要する。その後、上記での意見を反映させデータの作成、検証、提供データの候補選定、省内手続きに約半年の期間要する。

以上の期間を合計すると、提供用までに約 4～5 年の期間が必要となる。

本体調査からデータ提供準備開始までのスケジュール



(3) 秘匿性の問題

本調査は集落悉皆抽出であり、調査項目も世帯や個人に関する詳細な内容となっており、本人認識リスクが大きい。そのため、直近のデータを提供する場合でも、3年経過後の提供では秘匿上の懸念があり、5年以上経過後の提供が望ましい。